

県税市町村税徴収月間

実施期間：令和7年11月1日(土)～令和7年12月26日(金)

目的

沖縄県と県内全市町村が協働して全県一斉に取り組むを実施することにより、自主財源を確保し、税の公平・公正を実現する。

主な取り組み

- ・ラジオ、新聞紙面等を活用した広報活動
- ・滞納処分の集中実施
- ・共同催告
- ・合同公売



税金の納め忘れはありませんか？

税金は、教育、保健衛生、社会福祉、産業、警察、消防など、さまざまな行政サービスに必要な私たちの暮らしを支える大切な財源です。

税金は納期限までに必ず納めましょう。

納期限内に納付しない場合は？

納期限内に納付しない場合（滞納している場合）は、本来納めるべき税金のほかに延滞金に加算されます。延滞金は日ごとに加算されますので、納期限を過ぎて納付していない税金がある場合には、速やかに納付しましょう。

滞納が続く場合には、納期限までに納付した方との公平性を確保するため、法律の規定に基づき「滞納処分」が行われ、強制的に税金を徴収されることになります。

県税市町村税徴収月間

実施期間:令和7年11月1日(土)~令和7年12月26日(金)



納税が困難な時は ご相談を！

特別な事情(災害・疾病・失業など)により、村税を納期限内にご納付が困難な場合は、中城村役場税務課までご相談下さい。

TEL 098-895-2133

